

No. _____

重要事項説明書

北斗園 ショートステイ事業所



利用者名 _____

社会福祉法人 容山会

北斗園ショートステイ事業所 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	北斗園ショートステイ事業所
指定番号	4771100015号
所在地	沖縄県国頭郡国頭村字辺土名1692番地
管理者の氏名	小川 章 夫
電話番号	0980-41-2270
F A X 番号	0980-41-5995
サービスを提供する地域	国頭村・大宜味村・東村

(2) 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	業務の一元化	1人（常勤1人）
医 師	健康管理及び療養上の指導	1人（非常勤1人）
生活相談員	生活相談及び指導	1人以上(常勤1人)
介護支援専門員	短期入所生活介護計画の作成	1人以上
介護職員	介護業務	常勤換算方法27人以上
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	常勤換算方法で3人以上 常勤を常時1人以上配置
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1人以上
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1人以上
調理員その他の従業者	給食業務及び必要な事務等を行います。	14人以上

(3) 設備の概要

定員 3名

- 居室 26室
 - 4人部屋 23室
 - 2人部屋 2室
 - 個室 1室
- 食堂 2室

利用者全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

- 浴室 2室

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

- 洗面所及び便所 7室

必要に応じて各所に洗面所や便所を設けています。

- 機能訓練室 1室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

- その他の設備

設備としてその他に、医務室・静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・介護職員室等を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

短期入所生活介護に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位変換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他のサービス

① 理美容

月1回、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください。（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。）

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。（利用期間中に行われる場合）

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額（併設型）

(1) 基本料金

ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
自己負担額	603円	672円	745円	815円	884円

(2) 加算料金等

送迎加算（片道）	1,840円／回	算定
自己負担額	184円／回	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円／日	算定
自己負担額	6円／日	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	130円／日	算定
サービス利用に係る自己負担額	13円／日	

若年性認知症利用者受入加算	1200円／日	算定
サービス利用に係る自己負担額	120円／日	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	100円／月	算定
サービス利用に係る自己負担額	10円／月	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に13.6%を乗じた単位数で算定	

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当り 1,445円

所得等の違いにより、負担していただく額が異なります。具体的な負担額は、介護保険負担限度額認定証の「食費の負担限度額」欄に記載された金額となります。

イ 食事に係る自己負担額は、朝食、昼食、夕食の提供単位で計算いたします。

・朝食 8:00～ 421円

・昼食 12:00～ 512円

・夕食 18:00～ 512円

アに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。

(2) 滞在に要する費用(居住費負担)

ア 居住費 1日当り 915円

※ 介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方については、食費と同様「負担限度額認定証」に記載されている金額となります。

(3) 理美容代 実費（理美容業者へ直接お支払いください。）

(4) その他

ア 利用者の嗜好品の購入、行事等への参加費など諸々費用は実費

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報下さい
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけて下さい。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び職員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生または再発防止するため、指針やマニュアルの整備を行うとともに、職員に対して研修を行います。

虐待(疑いを含む)等が発生した場合は、速やかに国頭村へ通報し、対策並びに再発防止できるよう努めます。

13. 感染症及びまん延防止

感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の開催、指針やマニュアルの整備を行うとともに、職員に対して研修を行います

14. 業務継続計画

感染症や自然災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

15. ハラスメント対策

事業者は、ハラスメントの対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、指針の周知・啓発、相談体制の整備などの措置を講じます。

16. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 仲間正人 ・ 宮城久美子（生活相談員）

ご利用時間：月～金曜日 08時30分～17時30分（土日、祝日を除く）

ご利用方法 電話 0980-41-2270

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

〒 905-1495 沖縄県国頭村字辺土名121 番地

国頭村役場福祉課

電話 0980-41-2765 FAX 0980-41-2914

受付時間：08時30分～17時30分（土日、祝日を除く）

〒 903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会

電話 098-882-5704 FAX 098-882-5714

E-mail kujou@okisyakyo.or.jp

受付時間：09時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

〒 900-8559 沖縄県那覇市西3丁目14番18号（国保会館）

沖縄県国民健康保険団体連合会

電話 098-860-9026（FAX兼用）

受付時間：08時30分～17時30分（土日、祝日を除く）

※苦情処理第三者委員

氏名 大城正和 住所 国頭村字辺土名 2019-1 番地 電話 090-3794-8790

氏名 比嘉克己 住所 名護市伊差川 123 番地 3 電話 0980-54-1022

公平中立な立場で、苦情受けつけ相談にのっていただける委員です。

13. 協力医療機関等

事業者は、表記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

① 国頭村立診療所（内科）	
医 師	諫 山 義 人
所 在 地	国頭村字辺土名1437番地
電 話	0980-41-5380
② 県立北部病院（総合）	
所 在 地	名護市字名護1609
電 話	0980-52-2719
入院設備	有
③ 北部地区医師会病院（総合）	
所 在 地	名護市字宇茂佐1712-3
電 話	0980-54-1111
入院設備	有
④ 大宜味村立歯科診療所（歯科）	
所 在 地	大宜味村字塩屋 987 番地の3
電 話	0980-44-2222

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 重要事項の変更について

介護保険において重要事項説明書の内容に変更が生じた際は、変更部分の内容を示す文書の交付を以て同意を得ることとします。

令和 年 月 日

指定短期入所生活サービス介護の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

沖縄県国頭郡国頭村字辺土名1692番地
指定介護老人福祉施設 北斗園ショートステイ事業所
(指定番号 4771100015号)

<代表者>

社会福祉法人 容山会
理事長 小川 章 夫 印

説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

<利用者代理人>

住 所

氏 名 印 (続柄)